



長岡けやき法律事務所
所長 杉森 芳博
弁護士



〒940-0061
長岡市城内町3-5-1 レーベン長岡207
TEL 0258-86-0275 FAX 0258-86-0276

- ・都市銀行に勤務した後、弁護士に転身。
- ・金融機関勤務の経験を活かして、企業や個人の様々な相談に対応している。

景品表示法の課徴金制度について

本年4月から、不当な表示や過大な景品類の提供による顧客勧誘を規制する「景品表示法」に課徴金制度が導入されました。今回のかわら版は、同制度の内容についてご説明します。

1. 景品表示法とは

消費者は、誰もがより良い商品やサービスを求めます。ところが、実際よりも良く見せかける表示が行われたり、過大な景品類の提供が行われたりすると、消費者は質の良くない商品やサービスを購入してしまい、不利益を被るおそれがあります。

このような不当表示や不当景品から消費者の利益を保護するための法律が「景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）」です。同法は、消費者がより良い商品やサービスを自主的かつ合理的に選べるように、誤認を招くような不当表示を厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額等を制限しています。

2. 課徴金制度の対象行為と課徴金額

課徴金制度の対象行為とされるものは、景品表示法の不当表示のうち「優良誤認表示」と「有利誤認表示」に該当するものです。これらの表示は、チラシやディスプレイ、パッケージ上の表示だけでなく、口頭での説明やセールストークも対象とされますので注意が必要です。

優良誤認表示	有利誤認表示
品質・規格などについて、事実に反して、実際の商品等よりも著しく優良だと誤認させたり、競争業者の商品等よりも著しく優良だと誤認させる表示	価格などの取引条件について、事実に反して、実際の取引条件よりも著しく有利だと誤認させたり、競争業者の取引条件よりも著しく有利だと誤認させる表示

また、課徴金額は、不当表示の対象商品やサービスの売上額（最長で3年分）に3%を乗じて算定されます。ただし、算定された課徴金額が150万円未満（売上額5,000万円未満）となる場合には、課徴金は賦課されません。

3. 対象行為の具体的な事例

課徴金制度の対象となる行為の具体例を挙げます。

(1) 「優良誤認表示」とされるケース

- ・予備校等が「大学合格実績 No.1」と表示しているが、実際には、競合する他校とは異なる方法で数値化しており、適正な比較ではない場合。
(合理的な根拠がないにも関わらず、品質が著しく優良であると誤認させている。)

(2) 「有利誤認表示」とされるケース

- ・住宅リフォーム業者が「壁クロス張り替え一部屋5,000円」とだけ表示しているが、当該価格はクロスそのものの代金で、実際には別途張り替えのための工事代金が請求される場合。
(一体的に提供される商品・サービスの対価が、別途請求されることを明示しておらず、価格などの取引条件が著しく有利であると誤認させている。)

4. 事業者が講ずべき管理上の措置

今回導入された課徴金制度では、前述した課徴金額が150万円未満である場合に加えて、事業者が課徴金の対象となる行為を行った期間を通じて、当該行為が優良誤認表示または有利誤認表示であることの認識を欠いており、かつ、当該表示の根拠となる情報を確認するなど相当の注意を払っていたと認められる場合も、課徴金は賦課されないことになっています。

景品表示法では、事業者に以下のような管理上の措置を求めており、これらの措置を十分に講じていた場合には、「相当の注意を払っていた」と判断されることから、事業者にとっては管理体制の整備が重要となります。

事業者が講ずべき管理上の措置
① 役員・従業員に対する景品表示法の考え方の周知・啓発
② 法令遵守方針や手順の明確化
③ 表示の根拠となる情報の十分な確認
④ 表示の根拠となる情報の共有
⑤ 表示等の管理担当者の明確化
⑥ 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置をとること
⑦ 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

5. 最後に

景品表示法に違反し課徴金を課される事態となれば、事業者の信用は大きく損なわれてしまいます。このため、事業者は規制の内容を理解するとともに、十分な管理体制を整備しておく必要があります。

具体的な管理体制のあり方については、弁護士にご相談ください。